

# 平成30年度 学校いじめ防止基本方針

猪苗代町立東中学校

## 1 基本方針

### (1) いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子にも、どの学校にも起りうるものである。
- ② いじめは、教師（大人）が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いものである。
- ③ 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ④ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。
- ⑤ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えていた「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- ⑥ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報が必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法第2条の規定による〕

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、次の点を踏まえて判断すること。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することができないように努めること。
- ③ 特定の教職員での判断ではなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① いじめの未然防止のための取組

- ア 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。
- イ 学校生活での悩みの解消を図るために、S Cなどを効果的に活用する。
- ウ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- エ インターネットによるいじめについての啓発・指導を計画的に行う。
- オ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認するがないよう細心の注意を払う。
- カ 教職員研修の充実や気軽に相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、公的な相談機関、相談窓口の周知徹底を図る。
- キ P T A総会や保護者会、学校だよりや学年通信を通して保護者への協力を依頼する。

## ② いじめの早期発見のための取組

- ア 学校生活アンケートの実施 (年6回： 5月、 7月、 9月、 11月、 1月、 3月)
- イ 教育相談の実施 (年2回： 6月、 11月)
- ウ 三者面談・個別懇談の実施 (年1回： 11月)
- エ 学校評価アンケートの実施 (年2回： 7月、 12月)
- オ 場をとらえたチャンス相談
- カ 生活ノートの点検や日常の学校生活の観察 など
- キ いじめ発見のチェックポイントの活用 (随時) 【別紙資料】

## (2) いじめ防止対策のための組織

### ① 組織の設置

いじめ防止等の取組の推進や評価、及びいじめ発生時の対応を中核となって行うために次の組織を設ける。

### ② 名称

「いじめ対策委員会」 ※生徒指導委員会と兼ねて開催。いじめ発生時は緊急開催

### ③ 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー（必要に応じて）

### ④ 役割内容

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正

イ いじめの相談、通報の窓口

ウ いじめの疑い等の情報、生徒の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いに係わる情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整

オ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処

（会議の開催、情報の迅速な共有、関係生徒の事実関係の聴取・把握、指導や支援体制の構築、対応方針の決定、保護者への対応など）

## 3 いじめに対する措置

- (1) いじめに係わる相談を受けた場合には、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめ問題を担任等一部の教職員が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- (4) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められた場合には、いじめた生徒の保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (5) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (7) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- (8) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。なお、いじめを受けた生徒及び保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

## 4 重大事案への対応

### (1) 重大事態に該当するいじめ

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ア 生徒が自殺を企てた場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
(年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合も含む)
- ③ 生徒や保護者からいじめにより上記のような重大事態に至ったという申し立てがあったとき

### (2) 重大事案発生時の対応

- ① 教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受け対応する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、学校としての説明責任を果たす。

## 5 評価と改善

- (1) 学校評価に合わせ、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。

## 6 年間計画

月	生徒への指導 生徒の取組	面談・アンケート実施	校内研修 保護者等への公表	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの周知		学校基本方針の説明 (PTA全体会)	
5月	生徒会総会	第1回生活アンケート		
6月		教育相談		
7月	情報教室	学校評価アンケート 第2回生活アンケート	ネットいじめ事例研修	
8月				
9月		第3回生活アンケート	学校評価アンケートの 公表	中間評価
10月				
11月		第4回生活アンケート 二者面談、三者面談		
12月		学校評価アンケート		
1月		第5回生活アンケート		年間評価
2月	生徒会総会		学校評価アンケートの 公表	
3月		第6回生活アンケート		

# 保護者・地域の皆様へ

## ～福島県教育委員会・東中学校からのお願い～

平成30年10月  
福島県教育委員会・猪苗代町立東中学校

日頃から学校教育の充実・発展にご協力いただき、誠にありがとうございます。さて、部活動等は子どもの自発的な参加により行われ、主体性や自ら考え見通しを持って生活する態度の育成、好ましい人間関係の構築等を目的とし、学校教育の一環として行われています。

しかし、長時間の練習による疲労の蓄積、そのためのけがや故障・学習に対する集中力の欠如など、部活動等本来の目的が損なわれている状況も見られます。

一方で、昨年実施した勤務実態調査によると、本県教員の時間外勤務時間は全国平均よりも長く、看過できない状況にあり(※1)、子どもたちが学校で良質な教育を受けることができる環境づくりには、教職員が子どもと向き合う時間や自己研さんする時間を確保する必要があります。

このため、県教育委員会では、「教職員多忙化解消アクションプラン(※2)」を策定しました。教職員の長時間勤務の改善により、学校のチーム力や教員の指導力を最大化し、子どもたちの豊かな教育環境として還元していきたいと考えています。

東中学校といたしましても、教育委員会の指導のもと、以下の取組を行いますので、保護者・地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※1 週20時間（月80時間）を超える時間外勤務を行っているのは、小学校教諭の約4割、中学校教諭の約7割、高等学校教諭の約5割にのぼります。

※2 アクションプランはWebに掲載しています。[検索 福島県多忙化解消アクションプラン](#)

## 各学校および東中学校の取組

### 1 児童生徒一斉下校日の設定

原則として、週に1日を児童生徒一斉下校日とし、教職員の研修や校務運営のための会議等の時間を確保するとともに、児童生徒の自宅学習時間を確保します。

**東中学校は、原則、毎週水曜日が生徒一斉下校日になります**（会議等の関係で週の別日に設定されることもありますが、その場合にはおたより等でお知らせします）。また、定期考查前についても部活動休止になります（中間テストは3日前から、期末テスト前は5日前から）。

### 2 部活動の休養日および練習時間の上限の設定

部活動の休養日 平日は、週1日および土日いずれか週1日以上

長期休業中は、上記に加え、まとまった休みを設けます。

長期休業中の土日祝日、閉庁日は休養日になります。

練習時間の上限 平日2時間 遅くとも18:30には下校

休日3時間 土日どちらかは休養日とします(※3)

※3 土曜日・日曜日に大会等が実施される場合は、年度内の別日に振り替えます。練習試合については、原則土日のどちらかに行うこととし、どちらかは休養日とします。

### 3 長期休業中における学校閉庁日の設定

各学校において、いわゆる**お盆期間・年末年始の期間**(※4)は閉庁日とします。閉庁日は、来訪対応や電話対応を行うことができませんので、ご了承ください。

※4 期間については、教育委員会と協議し、決定します。

ご理解とご協力をお願いします。